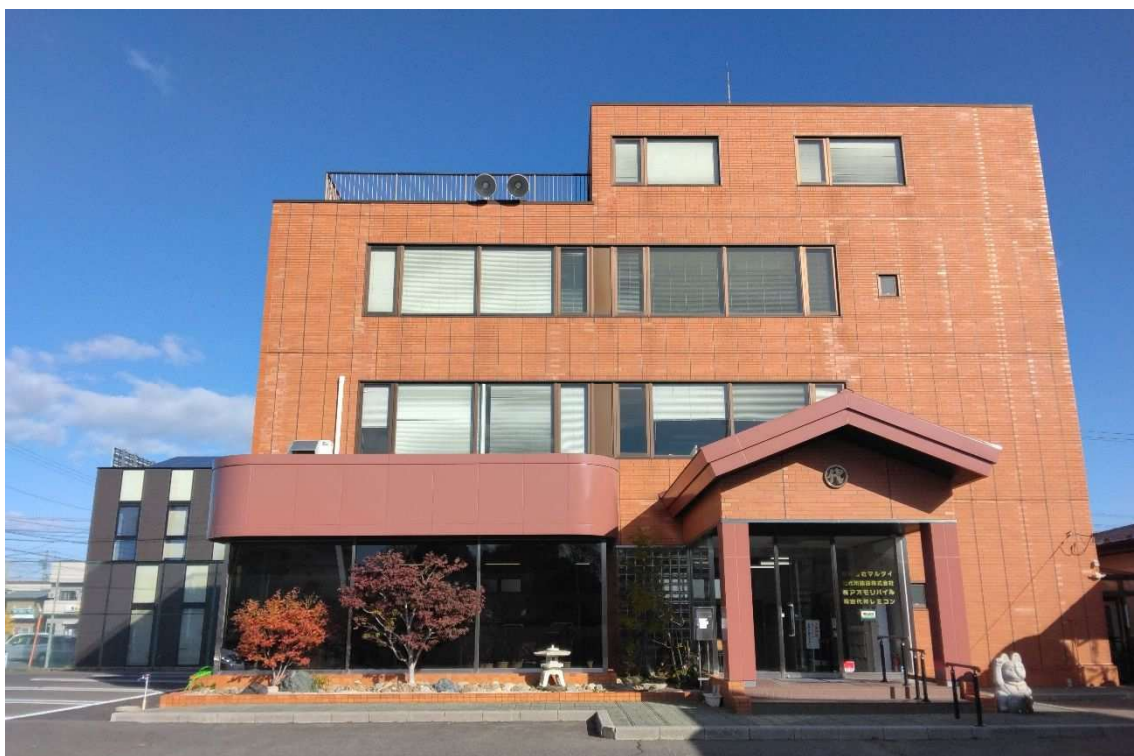


エコアクション21
環境経営レポート 第2版
(対象期間：2024年4月～2025年3月)
作成日2025年6月20日
改定日2025年11月12日



地代所建設株式会社



目次

1. 組織の概要	1
2. 環境経営方針	2
3. 環境経営目標	3
4. 環境経営計画	4
5. 実施体制	5
6. 環境経営計画の実施状況、その評価結果	7
7. 環境経営目標の達成状況	10
8. 次年度の取り組み内容	11
9. 環境関連法規などの遵守状況の結果	13
10. 代表者による全体の取組状況の評価見直し・指示	14

1. 組織の概要

○名称及び代表者

地代所建設株式会社 代表取締役 地代所 久恭

○所在地

本社：青森県八戸市城下一丁目17番20号

電話：0178-43-0231

FAX：0178-44-6820

太陽光発電所：青森県八戸市大字松館字水野平17番1

○環境管理責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者：専務取締役 岩澤 一則

環境管理担当者：板垣 博

連絡先電話番号：0178-43-0231

○事業活動の内容

建設業(土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事、解体工事)、
太陽光発電事業

○事業規模 2024年度(2024年4月～2025年3月)

資本金 4575万円

売上高 4億2千万円

従業員 16人

事業所延べ床面積 275.34m²

○エコアクション2.1対象範囲

地代所建設株式会社の全組織及び全活動を対象とします。

○事業年度

4月から3月

○環境経営活動レポートの対象期間及び発行日

対象期間：2024年4月～2025年3月

作成日：2025年6月20日

改定日：2025年11月10日

2. 環境経営方針

《環境理念》

地代所建設株式会社は、
社会インフラとしての土木工作物の提供を通じ、
社会に貢献することを目指しています。
建設工事の事業活動が与える環境負荷を
認識し、積極的に環境負荷の低減を図り、
環境経営の改善に努めます。

《環境保全への行動指針》

- 1、地球温暖化防止のために、二酸化炭素の排出削減を推進します。
- 2、限りある資源を有効活用するため、廃棄物削減と資源の有効利用を推進します。
- 3、水資源の有効活用のために、節水に取り組みます。
- 4、使用資材の化学物質を適正に管理します。
- 5、地域の環境保全に資するために、環境に配慮した建設事業活動に努めます。
- 6、環境に関する法規制を遵守します。
- 7、環境経営方針は、全従業員に周知徹底します。
- 8、作業環境、労働環境の整備に努めます。

制定日 2024年1月22日

改定日 2024年8月9日

地代所建設株式会社

代表取締役 地代所 久恭

jidaisho hisayasu

3. 環境経営目標

2021 年から 2023 年の実績値の年間平均値を基準値として、表 3-1 に示す値を目指します。

二酸化炭素排出量は基準値より毎年 1%ずつ削減することを目標とします。

ゴミの削減は 2024 年度の実績を基準として毎年 1%ずつ削減することを目標とします。

表 3-1 環境経営目標

項目		責任部門	単位	基準値	2024 年度	2025 年度	2026 年度
二酸化炭素排出量の削減	電力の使用量削減	総務部門・建設部門	kWh	14,485	14,340 (1%削減)	14,195 (2%削減)	14,050 (3%削減)
	ガソリンの使用量削減	総務部門・建設部門	L	7,099	7,028 (1%削減)	6,957 (2%削減)	6,886 (3%削減)
	軽油の使用量削減	総務部門・建設部門	L	6,579	6,513 (1%削減)	6,447 (2%削減)	6,382 (3%削減)
	灯油の使用量削減	総務部門・建設部門	L	3,680	3,643 (1%削減)	3,606 (2%削減)	3,570 (3%削減)
	LPG の使用量の削減	総務部門・建設部門	kg	22	21 (3%削減)	21 (3%削減)	21 (3%削減)
	二酸化炭素排出量の削減	総務部門・建設部門	kgCO ₂	49,669	49,172 (1%削減)	48,674 (2%削減)	48,180 (2%削減)
廃棄物排出量の削減	ゴミの削減	総務部門・建設部門	kg	669	669 (基準年)	655 (1%削減)	648 (1%削減)
	建設リサイクルの推進	総務部門・建設部門	(%)	93.0	93.0 (基準維持)	93.0 (基準維持)	93.0 (基準維持)
水使用量の削減	水道水使用量の削減	総務部門・建設部門	・事業所(本社)は、賃貸ビルに入居しており、水道料金は、賃料に一括されており把握できません。建設現場では、使用実績はありません。				
化学物質使用量の削減	化学物質の管理の推進	総務部門・建設部門	・化学物質を適正に管理し、定期的に確認する。				
自らが施工・販売・提供する製品、設備、土木建築物等の環境性能の向上及びサービスの改善	環境に配慮した施工の推進	総務部門・建設部門	・環境に配慮した施工及び作業を推進し、定期的に確認する。				
地域貢献	清掃活動等	総務部門・建設部門	件	1	1 (基準維持)	1 (基準維持)	1 (基準維持)

二酸化炭素排出値は、電気量は環境省が公表している温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の調整後排出係数（東北電力株式会社 2023 年度 0.483）を、用いています。

ガソリン・軽油・灯油の排出係数は「地球温暖化対策の推進に関する法律」の単位発熱量と炭素排出係数を用い、算出しています。

4. 環境経営計画

環境経営目標を達成するための手段と方法を表 4-1 に示します。

表 4-1 環境活動手段及び方法

活動項目		対象	取組内容	活動方法	責任者	日程
二酸化炭素 排出量削減	使用電力の削減	事業所 建設現場	未使用の部屋の消灯励行	注意喚起を口頭及び掲示で行う	事業所：総務部門責任者 建設現場：各現場代理人	通年
			電気機器の夜間、休日の主電源の停止	注意喚起を口頭及び掲示で行う	事業所：総務部門責任者 建設現場：各現場代理人	通年
			季節に合った服装の励行	クール・ウォームビズの励行	事業所：総務部門責任者 建設現場：各現場代理人	通年
			室内温度の適正化(冷房 28 度、暖房 20 度)	注意喚起を口頭及び掲示で行う	事業所：総務部門責任者 建設現場：各現場代理人	通年
	建設機械等の 燃料の削減 (主に軽油)	建設現場	定期点検、整備の実施	特定自主検査、日常点検の実施	建設現場：各現場代理人	通年
			エコドライブの推進	急動作及び過負荷動作の回避	建設現場：各現場代理人	通年
			効率的な運航計画の実施	運行経路の確認周知	建設現場：各現場代理人	通年
			積載量の遵守	目視での積載量の確認	建設現場：各現場代理人	通年
	連絡車の 燃料の削減 (主にガソリン)	事業所 建設現場	環境配慮型建設機械の利用	排ガス規制対策型機械の利用	建設現場：各現場代理人	通年
			エコドライブの推進	急動作及び過負荷動作の緩和	事業所：総務部門責任者 建設現場：各現場代理人	通年
			効率的な運航計画の実施	運行経路の確認	事業所：総務部門責任者 建設現場：各現場代理人	通年
			用務先での目的遂行方法の電子化推進	対面以外の方法 (メール・WEB 会議等)採用	事業所：総務部門責任者 建設現場：各現場代理人	通年
	空調の適正化 (主に電気・灯油)	事業所 建設現場	室内温度の適正化(冷房 28 度、暖房 20 度)	注意喚起を口頭及び掲示で行う	事業所：総務部門責任者 建設現場：各現場代理人	通年
			機器の過負荷動作の回避		事業所：総務部門責任者 建設現場：各現場代理人	通年
			灯油流出防止措置・流出対策	灯油タンクに設置する	建設現場：各現場代理人	通年
			廃棄物 排出量削減	事業所 建設現場	文章の電子化によるペーパーレス化の推進	社内教育等で周知する
両面、割付印刷の励行	印刷機器等に掲示を行う	事業所：総務部門責任者 建設現場：各現場代理人			通年	
裏紙利用の促進	裏紙の保管箇所の整備	事業所：総務部門責任者 建設現場：各現場代理人			通年	
可燃ごみ・不燃ごみ 排出量削減	事業所 建設現場	リサイクルを推進する。			分別できるよう保管場所を区分・掲示する	事業所：総務部門責任者 建設現場：各現場代理人
リサイクルの促進	事業所 建設現場	再生・再利用可能な材料の利用に努める	処理業者との情報共有を行う	事業所：総務部門責任者 建設現場：各現場代理人	通年	
産業廃棄物の 適正処理	建設現場	収集運搬業者、処理者の適正な選定	委託契約の締結	建設現場：各現場代理人	通年	
		適正な処理工程の計画確認	委託契約の締結及びマニフェストの交付	建設現場：各現場代理人	通年	
水使用量の削減	節水	事業所 建設現場	節水意識啓蒙	節水掲示	事業所：総務部門責任者 建設現場：各現場代理人	通年
化学物質の管理推進	環境配慮型製品の検討	事業所 建設現場	代替可能な環境配慮型製品の採用を検討	製造会社との情報共有を行う。	事業所：総務部門責任者 建設現場：各現場代理人	通年
	適正な取扱い方法の確認		成分、保管方法、取扱方法、応急処置の事前確認	安全データシートの確認及び保管	事業所：総務部門責任者 建設現場：各現場代理人	通年
	使用状態の把握		使用時期、漏洩の有無の確認記録		事業所：総務部門責任者 建設現場：各現場代理人	通年
自らが施工等する製品・サービス	環境に配慮した施工の推進	建設現場	低騒音・低振動型建設機械の利用	リース業者・関係会社との協議	建設現場：各現場代理人	通年
			作業時間帯の検討計画	工程会議による意見交換	建設現場：各現場代理人	通年
			建設機械の過負荷運転の防止	現場パトロールで確認	建設現場：各現場代理人	通年
			粉じん・土砂などの飛散流出防止	防止・清掃の計画実施	建設現場：各現場代理人	通年
その他	社会貢献	事業所 建設現場	地域の環境活動に参加。	清掃ボランティア活動に参加	事業所：総務部門責任者 建設現場：土木部門責任者	随時
		事業所	ホームページを通じ環境活動情報の発信	ホームページの更新	事業所：総務部門責任者	年度末
	社内教育	事業所 建設現場	エコアクション 21 取組方法等	定期的気に勉強会を開催	事業所：総務部門責任者 建設現場：各現場事務所	随時

全社員が環境手段を遂行する意識を持ち、環境活動を励行します。

5. 実施体制

エコアクション 2 1 を運用、維持し、環境経営を実践するための実施体制を、図 5-1 に示します。

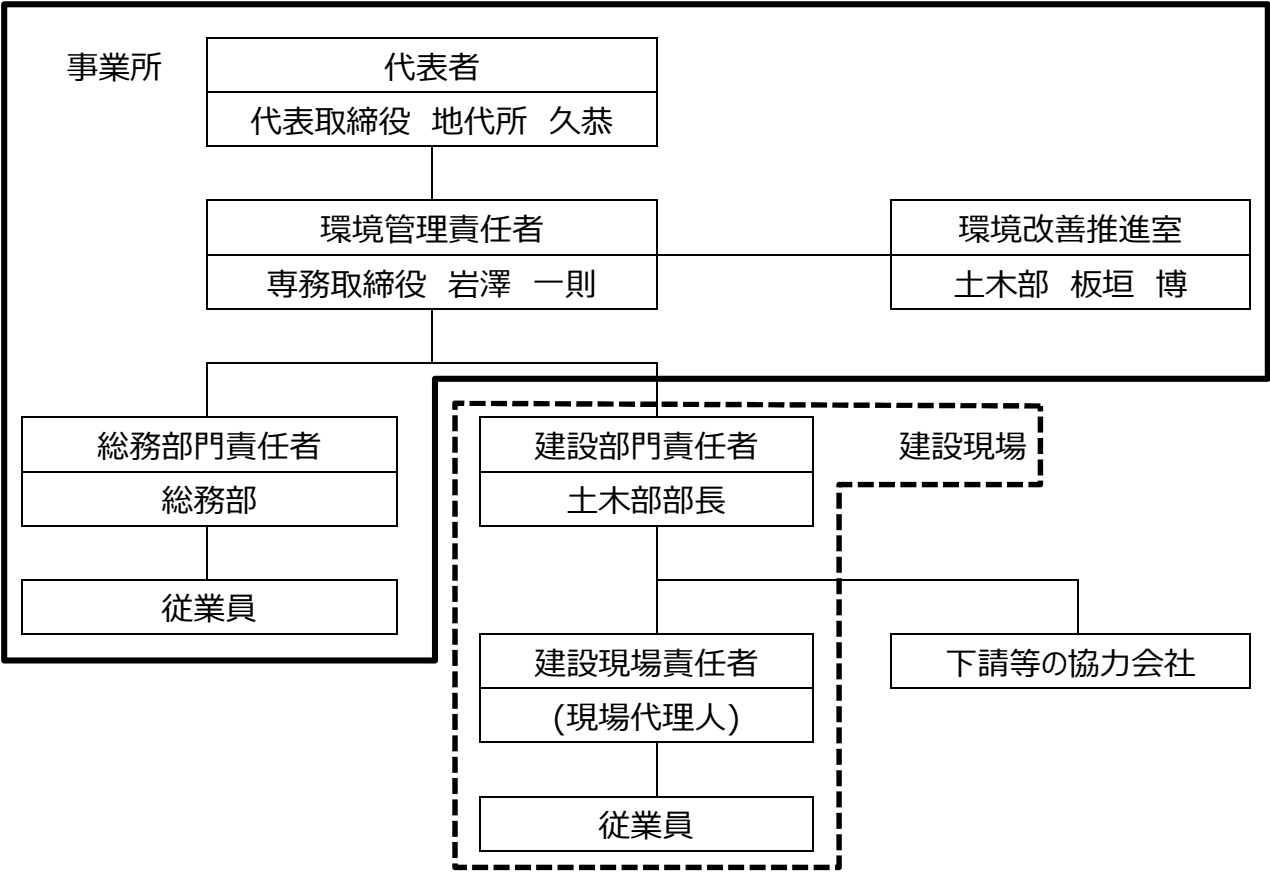


図 5-1 エコアクション 2 1 実施体制

環境経営における職名における役割・責任・権限を表 5- 1 に示します。

表 5-1 環境経営システム 役割・責任・権限

職名	役割・責任・権限
代表者	①環境経営に関する統括責任。 ②環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間、技能、技術者を準備。 ③環境管理責任者の任命など実施体制を構築。 ④環境経営方針の決定。 ⑤経営における課題とチャンスの明確化 ⑥全体の評価と見直し・指示
環境管理責任者	①環境経営システムの構築、実施、管理。 ②問題点の是正、予防処置の指示・確認。 ③環境経営システムの実施状況について代表者への報告。
環境改善推進室	①環境管理責任者の補佐、エコアクション 2.1 の事務局。 ②環境経営目標、環境経営計画原案の作成。 ③環境負荷実績等の集計。 ④環境関連の外部コミュニケーションの窓口。
各部門責任者 建設現場責任者	※所管事項について環境経営システムを実施し、維持する。 ①環境経営方針の部内への周知。 ②教育訓練の実施。 ③環境経営計画の実施及び達成状況の報告。 ④緊急事態への対応のための手順書作成、訓練実施、記録の作成。 ⑤問題点の発見、是正、予防処置の実施。
全従業員	①環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚。 ②決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加。

6.環境経営計画の実施状況及び評価

2024年度の環境経営計画の実施状況及び評価を表 6-1 に示します。

表 6-1 環境経営計画の実施状況及び評価

活動項目	取組内容	担当部門等	実施時期	実施状況	評価
二酸化炭素 排出量削減	使用電力の削減	未使用の部屋の消灯励行	総務部門・建設部門	通年	○
		電気機器の夜間、休日の主電源の停止	総務部門・建設部門	通年	○
		季節に合った服装の励行	総務部門・建設部門	通年	○
		室内温度の適正化(冷房 28 度、暖房 20 度)	総務部門・建設部門	通年	○
	建設機械等の 燃料の削減	定期点検、整備の実施	建設部門	通年	○
		エコドライブの推進	建設部門	通年	○
		効率的な運航計画の実施	建設部門	通年	○
		積載量の遵守	建設部門	通年	○
	連絡車の 燃料の削減	エコドライブの推進	総務部門・建設部門	通年	○
		効率的な運航計画の実施	総務部門・建設部門	通年	○
		用務先での目的遂行方法の電子化推進	総務部門・建設部門	通年	○
	加暖養生の 燃料削減	効率的な時間の計画	建設部門	通年	○
廃棄物 排出量削減	紙の使用量削減	文章の電子化による ペーパーレス化の推進	総務部門・建設部門	通年	△
		両面、割付印刷の励行	総務部門・建設部門	通年	△
	可燃ごみ・不燃ごみ 排出量削減	裏紙利用の促進	総務部門・建設部門	通年	○
		リサイクルを推進する。	総務部門・建設部門	通年	○
	リサイクルの促進	収集運搬業者、 処理者の適正な選定	総務部門・建設部門	通年	○
水使用量の 削減	環境配慮型製品の 検討	適正な処理工程の計画確認	建設部門	通年	○
		節水意識啓蒙	総務部門・建設部門	通年	○
	化学物質の 管理推進	代替可能な環境配慮型製品の採用を検討	総務部門・建設部門	通年	○
		成分、保管方法、取扱方法、 応急処置の事前確認	総務部門・建設部門	通年	○
		使用状態の把握	総務部門・建設部門	通年	○
自らが施工 する 製品・サービス	環境に配慮した 施工の推進	燃料の漏出対策	総務部門・建設部門	通年	○
		漏出対策及び漏出対処用品の整備	総務部門・建設部門	通年	○
		低騒音・低振動型建設機械の利用	建設部門	通年	○
		作業時間帯の検討計画	建設部門	通年	○
その他	社会貢献	建設機械の過負荷運転の防止	建設部門	通年	○
		粉じん・土砂などの飛散流出防止	建設部門	通年	○
	社内教育	地域の環境活動に参加。	総務部門・建設部門	1 回/年	○
		ホームページを通じ環境活動情報の発信	総務部門	1 回/年	×
		エコアクション 21 取組方法等	総務部門・建設部門	1 回/年	△

○：評価出来る、△：まずまず評価できる、×：評価できない

活動の実施内容を次に示します。



写真 1 環境理念の周知



写真 2 教育状況（事業所）



写真 3 教育状況（現場）



写真 4 環境影響低減(吸油マットの備蓄)



写真 5 CO2 削減への取組(使用電気の削減)



写真 6 節水



写真7 廃棄物削減(紙の再利用)



写真8 廃棄物削減(リサイクル分別)



写真9 地域貢献(清掃活動)

7. 環境経営目標の達成状況

環境経営目標の達成状況について、2024 年 4 月から 2025 年 3 月の実績については、表 7-1 の通りです。

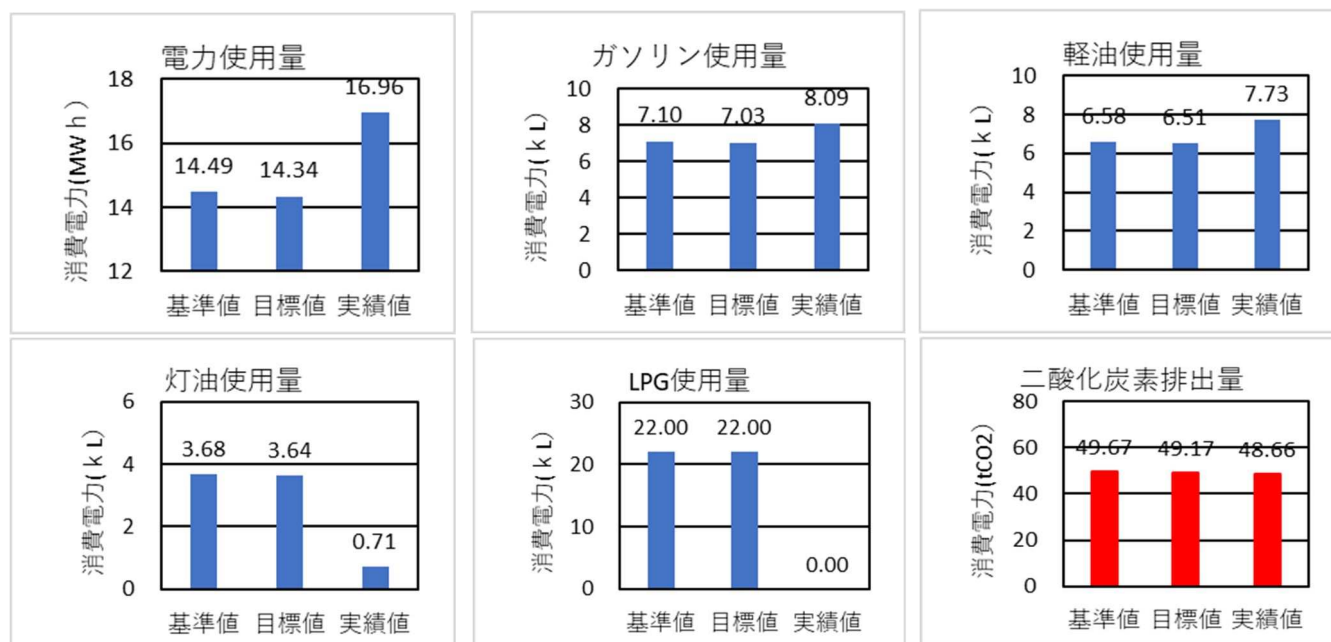
電力の使用量、ガソリン使用量、軽油の使用量については、環境目標を未達成でした。受注工事増による使用量増加のため、電力購入量、燃料使用量が見込み数を超えたこと等が大きい原因と考えられます。

電力の使用量は目標に対して 18%超過、ガソリンの使用量は目標に対して 15%超過、軽油に対しては 18%超過であったのに対して、灯油の使用量は 80%減少により総二酸化炭素排出量は目標に対し 1%減となりました。

表 7-1 環境経営目標の達成状況

項目		単位	基準値	2024 年度			達成状況
				削減率	目標値	実績値	
二酸化炭素排出量の削減	電力の使用量の削減	kWh	14,485	1%	14,340	16,963(+17%)	未達成
	ガソリン使用量の削減	L	7,099	1%	7,028	8,086(+23%)	未達成
	軽油の使用量の削減	L	6,579	1%	6,513	7,728(+18%)	未達成
	灯油の使用量の削減	L	3,680	1%	3,643	710(-81%)	達成
	LPG の使用量の削減	kg	22	1%	22	0(-100%)	達成
	二酸化炭素排出量の削減	kgCO ₂	49,669	1%	49,172	48,659(-2%)	達成
廃棄物排出量の削減	ゴミの削減	・2024 年度の集計値を基準として 2025 年度から 1%の削減を目標とする。					-
	最終処分量の削減						
	建設リサイクルの推進	(%)	93.0	-	93.0	98.4(+5.4%)	達成
水使用量の削減	水道水使用量の削減	・事業所(本社)は、賃貸ビルに入居しており、水道料金は、賃料に一括されており把握できません。建設現場では、使用実績はありません。					-
化学物質使用量の削減	化学物質の管理の推進	・化学物質を適正に管理し、定期的に確認する。					達成
自らが施工・販売・提供する製品、設備、土木建築物等の環境性能の向上及びサービスの改善	環境に配慮した施工の推進	・環境に配慮した施工及び作業を推進し、定期的に確認する。					達成
地域貢献	清掃活動等	件	1	-	1	2(+200%)	達成

購入電力の排出係数は、R.5.12.22 環境省・経済産業省公表 東北電力(株)の調整後排出係数 0.483 を使用した。



8.次年度の環境経営計画目標

次年度の項目ごとに具体的な取組の内容を表 8-1 の通り作成しました。それぞれの取組内容の責任者及びスケジュールを定め確実な実行に努めます。

表 8-1 次年度環境経営目標及び取組内容

活動項目	対象	取組内容	取組方向	次年度の目標・取組
二酸化炭素 排出量削減	事業所 建設現場	未使用の部屋の消灯励行	導入	CO2 排出量 基準値：49,669 削減率：2 % 目標値：48,674 次年度は、節電、エコドライブ 等の取組をさらに強化しま す。 照明の LED 化を推進しま す。
		電気機器の夜間、休日の主電源の停止	導入	
		季節に合った服装の励行	導入	
		室内温度の適正化(冷房 28 度、暖房 20 度)	導入	
		LED・自動センサーの活用	発展	
	建設現場	定期点検、整備の実施	導入	
		エコドライブの推進	導入	
		効率的な運航計画の実施	導入	
		積載量の遵守	導入	
		環境配慮型建設機械の利用	導入	
	事業所 建設現場	エコドライブの推進	導入	
		効率的な運航計画の実施	導入	
廃棄物 排出量削減	事業所 建設現場	用務先での目的遂行方法の電子化推進	導入	リサイクル率 基準値：669 削減率：2 % 目標値：655 本年度は事業所における廃 棄物を分別し集計しました。 その実績を建設現場と含めて 基準値を算定しリサイクル率 の維持活動を行います。
		室内温度の適正化(冷房 28 度、暖房 20 度)	導入	
		灯油流出防止措置・流出対策	導入	
	事業所 建設現場	文章の電子化によるペーパーレス化の推進	導入	
		両面、割付印刷の励行	導入	
	事業所 建設現場	裏紙利用の促進	導入	
		リサイクルを推進する。	導入	
	事業所 建設現場	再生・再利用可能な材料の利用に努める	導入	
		収集運搬業者、処理者の適正な選定	導入	
	建設現場	適正な処理工程の計画確認		
水使用量の削 減	事業所 建設現場	節水意識啓蒙	導入	節水行動の推進 同様に推進します。
化学物質の管 理推進	事業所 建設現場	代替可能な環境配慮型製品の採用を検討	導入	本年度は、SDS 調査により PRTR 物質を含んだ製品の 使用はありませんでした。 次年度も同様に取組みま す。
		成分、保管方法、取扱方法、応急処置の事前 確認	導入	
		使用時期、漏洩の有無の確認記録	導入	
自らが施工等 する製品・サー ビス	建設現場	低騒音・低振動型建設機械の利用	導入	次年度も同様に推進します。
		作業時間帯の検討計画	導入	
		建設機械の過負荷運転の防止	導入	
		粉じん・土砂などの飛散流出防止	導入	
その他	事業所 建設現場	地域の環境活動に参加。	導入	次年度も同様に推進します。
		ホームページを通じ環境活動情報の発信	導入	
	事業所 建設現場	エコアクション 21 取組方法等	導入	

次年度の環境経営目標は、2021 年度から 2023 年度までの平均値を基準として、2026 年度目での注記及び単年度の環境経営目標を設定し、環境活動に取り組んでいます。

廃棄物量は 2024 年度の廃棄物量を基準値とし本年度は 2%の削減を目標とします。

2025 年度は、中長期目標の中間年となり、二酸化炭素排出量は基準年の 2 %削減を目標値としています。

2025 年度の環境経営目標を表 8- 2 に示します。

表 8-2 2025 年度環境経営目標

項目		責任部門	単位	基準値	削減率	2025 年度
二酸化炭素排出量の削減	電力の使用量削減	総務部門・建設部門	kWh	14,485	2%	14,195
	ガソリンの使用量削減	総務部門・建設部門	L	7,099	2%	6,957
	軽油の使用量削減	総務部門・建設部門	L	6,579	2%	6,447
	灯油の使用量削減	総務部門・建設部門	L	3,680	2%	3,606
	LPG の使用量の削減	総務部門・建設部門	kg	22	2%	22
	二酸化炭素排出量の削減	総務部門・建設部門	kgCO ₂	49,669	2%	48,674
廃棄物排出量の削減	一般廃棄物の削減	総務部門・建設部門	kg	669	2%	665
	建設リサイクルの推進	総務部門・建設部門	(%)	93.0	同等	93.0
水使用量の削減	水道水使用量の削減	総務部門・建設部門	・事業所(本社)は、賃貸ビルに入居しており、水道料金は、賃料に一括されており把握できません。建設現場では、使用実績はありません。			
化学物質使用量の削減	化学物質の管理の推進	総務部門・建設部門	・化学物質を適正に管理し、定期的に確認する。			
自らが施工・販売・提供する製品、設備、土木建築物等の環境性能の向上及びサービスの改善	環境に配慮した施工の推進	総務部門・建設部門	・環境に配慮した施工及び作業を推進し、定期的に確認する。			
地域貢献	清掃活動等	総務部門・建設部門	件	1	1	1

9.環境関連法規などの遵守状況の結果

当社が法的義務を受ける環境関連法規についての遵守状況は、違反が無いことを確認しました。

過去 3 年間、関係当局からの違反等の指摘、住民等からの苦情、訴訟等についてはありません。

表 9-1 環境関連法規と遵守状況

法令	該当する要求事項 (対応すべき事項)	条項	実施すべき内容	遵守 状況
廃棄物処理法	産業廃棄物収集運搬業者との契約	第 12 条	産業廃棄物収集運搬業許可証の写しの保存 建設廃棄物処理委託契約書の保存(5 年)	○
	産業廃棄物処理業者との契約	第 12 条	産業廃棄物処分量の写しの保存 建設廃棄物処理委託契約書の保存(5 年)	○
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付・確認・保管	第 12 条	A、B2、D、E 票の保管 (5 年間)	○
	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出	第 12 条	報告書を作成し、八戸市長、県民局長に提出	○
建設リサイクル法	分別解体等及び再資源化等の実施義務	第 9 条	事前調査、分別解体等の計画作成・発注者への説明 以下の一定規模以上工事に適用する。 ・解体：80 m ³ ・新築・増築：500 m ³ ・修繕・模様替：1 億円・工作物解体・新築：500 万円	○
資源有効利用促進法 再生資源利用省令	再生資源利用計画及び実施	第 4 条	再生資源利用計画書(実施書)の作成・保存(1 年間) 以下の建設資材を利用する時 土砂：500m ³ 以上 砕石：500t 以上 加熱アスファルト混合物：200 t 以上	○
資源有効利用促進法 指定副産物利用促進 省令	再生資源利用促進計画及び実施	第 18 条	再生資源利用促進計画書(実施書)の作成・保存 以下の指定副産物を排出する時 建設発生土：500m ³ 以上 コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊又は建設発生木材の重量合計：200 t 以上	○
オフロード法	平成 18 年 4 月 1 日以降に製造された特定自動車は基準適合表示等が付されたもの以外は使用禁止	第 17 条	使用する際、以下の特定自動車の排出ガス基準を満たす基準適合表示を確認、記録する。 特定自動車とは、公道を走行しないバックホウ、フォークリフト、ブルドーザー等のオフロード車をいう 尚、平成 18 年 4 月 1 日以前に清掃された特定自動車は、適用外とする。	○
騒音規制法	特定建設作業実施の届出	第 14 条	指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工する時は、市長又は都道府県知事の実施届出を行う、施工時は規制基準を遵守する。	—
振動規制法	特定建設作業実施の届出	第 14 条	指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工する時は、市長又は都道府県知事の実施届出を行う、施工時は規制基準を遵守する。	—

○遵守されている ×遵守されていない — 該当なし

10.代表者による全体の取組状況の評価見直しの結果

代表者による評価見直し結果と、指示を表 10- 1 に示します。

表 10-1 代表者の評価見直し指示

項目	評価見直し	指示
環境経営方針	方針設定は適切。	変更不要
環境経営目標	目標設定は適切で、 目標達成へ推移している。	変更不要
環境経営計画	計画は適正だが、ホームページに環境活動情報の発信がなされておらず、改善が必要。 法改正状況の確認は怠らないこと。 今後の長期間現場においても同様に取り組みを行うこと。	総務部門担当及び、ホームページ管理者へ、発信内容及び発信時期の確認及び明確化を図るように指示。
実施体制	実施体制は適切。	変更不要
環境関連法規の遵守	法令違反はない。 法改正状況の確認は怠らないこと。	変更不要
外部からの苦情要望	苦情要望はない。あった時には適正に処理にあたり、処理方法の妥当性を検証すること。	変更不要

2025 年 11 月 12 日
地代所建設株式会社
代表取締役 地代所 久恭

二酸化炭素の排出目標に対して目標を達成しました。

二酸化炭素排出量の実績データから問題点を明確にして全社員に周知した上で、環境負荷の低減を図ります。継続的に環境保全活動に取り組んでいきます。